

南部町教育委員会

南部町の教育

令和8年度

南部町教育行政施策の概要

2026/04/01

南部町の教育

〔教育の理念〕

ふるさとを愛し、志高く、南部町から未来を切り拓くひとづくり
～自立・共生・参画～

〔めざす子ども像と社会の姿〕

○ 心豊かな 自律した子どもの育成

⇒夢や目標をもち、努力し続ける子ども

⇒みんなの気持ちを理解し、共に支え合う子ども

南部町教育がめざす「心豊かな自律した子どもの育成」とは、乳幼児期から、あたたかく豊かな人や自然との触れ合いを通して、ふるさとに愛着をもち、一人一人を大切にすることにあります。

コミュニティ・スクールの充実・発展を図り、地域とともに歩む学校づくりを推進することで、その環境を整えます。また、「まち未来科」で身に付けてほしい4つの力「ふるさと愛着力」「将来設計力」「社会参画力」「人間関係調整力」を、地域と協働して育みます。

地域及び関係各所と連携・協働しながら、幼児、児童生徒に、「健全な心と体」、「確かな学力」、「学び続ける力」「未来を生き抜く力」を育み、自らの夢や目標がもてるよう育成します。

○ 心豊かに 共に生きるまちづくり

⇒お互いの良さを認め合い、誰一人取り残さない社会

⇒誰もが学び続け、よりよく生きようとする社会

「心豊かに 共に生きるまちづくり」とは、自らが生涯にわたって主体的に学習し、様々な人たちとの交流を通して、お互いに認め合う人間関係を構築して、もてる能力や生涯の「学び」を地域に還元しながら、豊かに暮らしていくことを希求するものです。こうして、誰一人取り残すことのない持続可能な社会をめざします。

○ 心をつなぎ 未来を拓くひとづくり

⇒よりよい集団、社会づくりをめざし、課題を解決しようとする子ども

⇒まちづくりや次世代の育成に参画し、誰もが主役になれる社会

「心をつなぎ 未来を拓くひと（づくり）」とは、創造性に溢れ、困難にも負けない前向きな意識で、地域の核となって協働してまちづくりに参画できる人のことです。心をつないで、思いやめざす姿を共有しながらひとづくりを行うことで、豊かなまちづくりにつながるとともに、誰もが主役になれる“なんぶ暮らし”がつくられていくと考えます。

〔教育目標 と 教育方針〕

目標 1 人権文化のまちを次世代につなぐ

2022年度に「南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画」を改訂し、部落差別のみならず、障がいのある人の人権、男女共同参画に関する人権、子どもの人権ほか様々な人権課題の解決に取り組んでいます。

こうした人権を意識した環境づくりによって、一人一人が個人として尊重され、安心、安全に暮らすことのできる人権文化のまちをめざします。このことは、教育施策を推進する場合においても同様であり、礎となる考え方と捉えて、各教育事業を企画・立案・実施・検証していきます。

目標 2 人権尊重の学びを推進する

人権とは、全ての人が生まれながらにして有している固有の権利です。このことを十分に理解し、自他の人権を尊重しながら平和で幸せな社会を実現することを目的とした各人権教育施策の展開が教育行政の責務です。

本町では、0歳から15歳までの人権教育プログラム「ミカエルプログラム」を開発し、人権感覚・知識・行動化の視点を意識して実践したり、人権に関する理解と感覚を意識しながら行動化につなげるための研修「ミカエル・セミナー」を充実させたりしてきました。今後も、こうした世代や立場を超えた人権尊重の学びを着実に推進していきます。

目標 3 多様な学びの環境を整える

現代の教育行政には、あらゆる人の多様な学びを担うための機会や学びの質を保証する教育支援体制の確立が、これまで以上に求められています。

プロジェクトチームを立ち上げるなどして、意見や課題を吸い上げたり、事業実施の客観的な根拠(エビデンス)を抽出したりするなど、求められる多様な学びに応える教育環境を着実に整えていきます。こうした取組をとおして、町民だれもが主役となり、人生を豊かにするための知識や技能・態度や価値観を身に付けられる南部町を目指します。

目標4 新たな学びを創造する

現代は、スマートフォンや各種情報端末を通じて、時間と空間を越えて、世界各地のあらゆる情報を個人が容易に入手することができる時代です。

また、これまで想像さえできなかった人工知能等の先端技術により、今後の生活がさらに大きく変化していくことは間違いありません。それに伴い、求められる教育事業の質・機会の多様化、複雑化、高度化が推察されます。このため、町民のだれもが生涯にわたって新たな学びを獲得し、学びの質を向上させることができる体制・取組を追求していきます。

目標5 学びを伝え、つなぎ、広げる

地域が誇る伝統や文化・芸術など南部町の良さを教育によって、また世代を越えて「学びを伝え、つなぎ、広げる」ことが求められています。それらを実現するには、豊かなコミュニケーション能力やグローバルマインド等の意識を有した人材の育成が不可欠と考えます。

そのために、町民全体の教育への参画を促進するコミュニティ・スクールの充実・発展などの取組により、地域課題の解決に貢献できる人材育成に努め、生活の質と幸福度の高い南部町の実現に寄与していきます。

目標6 豊かな学びの情報を届ける

先進的かつ有益な教育事業の紹介など、学びに必要な情報を対象となる町民に確実に届けることができれば、期待する成果を得られるとともに、事業の充実・発展につなげることができます。

このため、町のウェブサイトや各小中学校のブログほかを通じて、必要な教育情報を発信し、町民が学ぶ場や機会を効率的かつ確実に届けることで、生涯学習社会の実現に寄与していきます。

※南部町教育振興基本計画（第Ⅲ期）より抜粋

令和8年度

南部町教育行政施策の概要

I. はじめに

令和8年1月6日10時18分、島根県東部を震源とするマグニチュード6.4最大震度5強（本町においては震度5弱）の地震が発生しました。幸いにも人的被害は出なかったものの、建物被害をはじめ会見地区においては断水が発生するなど、住民生活に大きな支障が出る事態に陥りました。このため、中学校始業式は延期、小中学校のトイレ用の水はポリタンクを活用して調達、給食は非常食対応及び町内全ての食数を一括調理、使い捨て食器の活用などの対応により、大きな混乱もなく教育活動を継続することができたところです。その際、非常食を口にしながら報道陣の取材に対して「災害がきても給食を食べられるのは嬉しいです。こうやのご飯の大切さの勉強になるから、今は今で良いです。」という児童のコメントからは、南部町教育が長年にわたり積み上げてきた財産の大きさと方向性が間違いではなかったと実感することができます。

教育はより良い明るい未来を創造する大きな力であるとの信念のもと、令和8年度は以下4施策を重点施策として、さらなる充実・発展をめざしてまいります。

【総務・学校教育課】

1点目は、不登校対策です。これまでの取組を継続するとともに、中学校のみであった校内サポートルームを小学校にも拡充、学習相談員を配置します。教室に戻ることが難しい児童生徒にとって、学校内で過ごすことに慣れるステップとして機能させることをめざしています。また、学習相談員の常駐により、児童生徒の状況に応じたきめ細やかな支援をめざします。学習の遅れを取り戻すためのサポートのみならず、心理的な不安軽減のためのカウンセリングも継続実施していきます。

2点目は、学力向上施策です。町内全ての学校で継続的に取り組んできている協同学習の成果の一つとして、自分の考えを意欲的に表現しようとする児童生徒が育ってきました。一方で、読解力の弱さから問題の意図が正しく把握できなかつたり、難易度が高い問題になると無回答率が増加したりするなどの傾向がみられることから、「教わる授業から 学びとる授業」への変革をめざします。また、学習者主体の学びへの移行には指導者の研修が必須となることから、eラーニング教材活用研修、教務主任・研究主任会（全国学力学習状況・標準学力調査分析）、先進地視察研修などの実施はもとより、指導主事による各校授業研究会での指導助言など通年の伴奏型支援を確立します。

【人権・社会教育課】

3点目は、子どもの居場所の創出です。昨年度の「南部町教育協働みらい会議」において、中学生から自分たちの居場所が欲しい旨の要望がありました。そこで、町内全小中学校への居場所に関するアンケート調査を実施、とりわけ天萬側の需要は追加で南部中学校の生徒会を中心にヒアリング調査を実施したところです。結果、夏場の異常な高温化での外遊びが出来ないなか子どもたちの居場所は限定されていること、法勝寺・天萬周辺と各振興協議会など受入施設は存在するが利用は限定的であること等が明らかになりました。このため、子どもたちが気軽に立ち寄れる大人が直接的に関与しない空間の創出をめざし、まずは天萬庁舎3階まんてんホール前のスペースを改修することといたしました。併せて、放課後アートクラブのほか、多様な放課後の活動の場・機会の創出をめざしてまいります。

4点目は、板祐生記念館の在り方の検討です。当該館は平成7年11月、旧西伯町の歴史民俗資料館をリニューアルして誕生した町内唯一の美術館・博物館類似施設です。年間を通じて11展覧会を実施し、町内外から例年概ね3,000人以上が来館されています。現在、施設の老朽化はもとより、約5万点に及ぶ貴重な収集物の適正管理・調査研究に基づく資料の価値づけ等が課題となっています。このため、文化財保護審議会をベースとした「板祐生記念館の在り方検討会（仮称）」を設置します。そして、上記諸課題を協議題として取り上げて審議、南部町個別施設計画とも連動させながら令和8年度内に教育委員会としての考えを取りまとめる予定です。

ここまで、本年度の主要施策について述べてきましたが、南部町における教育施策の主目的は、町ぐるみで若者の地元定着をめざすことにあり、持続可能な人づくり・地域づくり・つながりづくりであることが変わるものではありません。

幼稚園年長から中学校卒業まで、10年間の一貫した「まち未来科」カリキュラムやコミュニティ・スクール等の教育活動において、地域からの惜しみない愛情のシャワーをふんだんに浴びて育った子どもたちが、郷土愛に溢れる高校生サークル員となって地域貢献活動に参画しています。また、数年後には青年団となって社会教育委員、公民館運営審議会委員、全校区の学校運営協議会組織の委員に就任して地域住民の代表となって多様な意向を反映させた教育行政の実現に寄与しています。そして、結婚や出産を経験し、産まれてきた子どもたちがまた、南部町の学校に入学してくれるという好循環が、確立しつつあります。

南部町が、教育を起点に人生100年時代を豊かに過ごすことができる町へと成熟していけるよう、引き続き多様な教育施策で寄与してまいります。

Ⅱ. 重点施策

【総務・学校教育課】

1 不登校の未然防止・早期対応の取組強化

- (1) 児童生徒の生活及び学習環境に届く「チーム学校」の動きの確立と南部町不登校対策委員会による機関連携の強化
- (2) 専門家の指導助言による児童生徒理解に基づいた支援の実践と、教職員一人一人のスキル向上及び学校組織としての支援体制の充実

2 学力の向上

- (1) 主体的・対話的で深い学びを通して進めるICT活用能力も取り込んだ3つの資質・能力(※)の育成
※「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」
- (2) 子どもたちの表現活動を学びの深化につなげ、学習の主体者として取り組む授業づくり

3 コミュニティ・スクールの充実

- (1) 中学校区学校運営協議会と各校CS委員会との連携強化
- (2) 協働活動統括推進員による他の教育関係諸団体との関係拡大

4 部活動改革の推進

- (1) 部活動地域移行(展開)に向けた取組の推進
- (2) 部活動の地域移行(展開)に関する計画及び状況の保護者、地域住民への周知・啓発

5 GIGAスクール構想によるICT利活用の支援

- (1) デジタル教科書やデジタルドリル教材の利活用やオンライン校外学習などICTを活用した授業実践を支える環境整備
- (2) 定期的に開催するICT担当者会での授業実践交流及びICT支援員及び専門家を活用した授業支援

【人権・社会教育課】

1 次代の町を担う人材の育成

- (1) 多様な世代、とりわけ働く世代を意識した生涯学習・社会教育の場の提供
- (2) 高校生サークル・新☆青年団の活動支援と広報の充実、他地域との交流活動の促進

2 人権教育・人権啓発の推進

- (1) 身の回りの差別や不合理に気づく人権教育、人権啓発活動の充実
- (2) 人権学習推進委員、各振興協議会との連携による身近な人権課題の学習機会提供

3 家庭教育支援の推進

- (1) 「スマイルサポートなんぶ」を核としたアウトリーチ型家庭教育支援体制の充実
- (2) 家庭や家族のあり方を考える機会の提供による家庭の教育力向上

4 文化財保護の啓発

- (1) 板祐生記念館及びなんぶふれあい館等を拠点とする文化財保護の啓発
- (2) 埋蔵文化財包蔵地等における試掘調査の実施

5 図書館利用の促進

- (1) 地域や団体と連携した図書館づくりの推進
- (2) 情報拠点施設としての確立、住民の求める知識や情報の的確な提供

Ⅲ. 重点施策に基づく具体的な取組

【総務・学校教育課】

重点施策	具体的な取組
<p>1 不登校の未然防止・早期対応の取組強化</p>	<p>○不登校対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援センターさくらんぼを拠点として、不登校児童生徒の支援・相談を行うとともに、学校復帰にむけた取組の充実を図る。 ・校内サポートルームを各中学校及び小学校に設置し児童生徒の実態に応じた対応の充実を図る。 ・フリースクール等へ通所する児童生徒の保護者に、その通所費及び通学費を補助する。 ・南部町不登校対策委員会を開催し、状況把握及び情報共有をするとともに、不登校状況改善に向けた協議を行う。 ・町内学校教職員を対象に一斉研修を開催し、児童生徒理解スキルの向上を図る。 <p>☆スクールソーシャルワーカー活用事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケース会議の開催を通して、多様な背景・実態のある児童生徒に、より精度の高いアセスメントで包括的に働きかける体制を整える。 <p>○児童生徒就学援助・奨励事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・援助が必要な世帯の保護者の経済的、心理的負担を軽減し、児童生徒の充実した教育活動を支援する。 <p>☆特別支援教育充実事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーターを配置し保小中連携の強化や就学支援を行うとともに、会見小・西伯小に各1名特別支援教育支援員を配置し特別支援学級在籍児童の学習・生活の指導・支援の充実を図る。 <p>☆学習支援員等配置事業（小・中学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を要する児童生徒への学習面・生活面の指導や支援により、学力の定着や社会性の育みを支える。 <p>○通学定期券助成事業（小・中学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠距離通学をする児童生徒に通年で定期券を支給し、安心安全な登下校の確保と保護者負担の軽減を図る。
<p>2 学力の向上</p>	<p>○英語教育充実事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手（ALT）を中学校、外国語支援員を小学校にそれぞれ配置することにより英語教育の充実を図り、積

極的に英語でコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、ネイティブ・スピーカーの良さを生かし、話すことや聞くことなどの実践力を高める。

☆会計年度任用職員雇用（教育委員会）

・教育委員会事務局の事務にあたり、円滑な運営に資する。

○少人数学級対応事業

・小学校及び中学校1年生は30人学級、中学校2・3年生は35人学級を編制する。（協力金対象：南部中2年3年）

○学校経営校長戦略事業

・先進地視察、授業研究会の開催、子ども新聞購読等特色ある取組により、各校の課題解決を図る。

☆幼児教育・保育専門員配置事業

・園経営の支援、研修機会の提供、保小連携・接続の充実等により、園経営及び保育の質の向上を図る。

○学校管理費（小・中学校）

・学校施設設備の維持管理、学校運営管理に必要な物品購入、児童生徒及び教職員の健康・安全事業等を行う。

☆学校司書雇用事業（小・中学校）

・公立図書館と連携し、児童生徒や教職員の実態や希望に沿った図書館教育環境の整備を行い、教育活動の多様化・活性化・充実を図る。

○教育振興費（小・中学校）

・教育目標の達成に向け、標準学力調査やWEBQUテスト等の分析を生かした授業改善や学年・学級経営の充実を図る。
・小学校1～3年生の教材費の無償化と小学校全学年の学級費の廃止、制服購入経費助成等により保護者負担の軽減を図るとともに就学が円滑に行われるようにする。

○給食センター管理事業

・給食を効率的かつ安全・安心・安定的に提供する。

○給食材料購入事業

・町の特色を生かした給食を効率的かつ安全・安心・安定的に提供し、児童生徒の健康な体づくりとともに食育により地域に愛着をもつことをめざす。
・小学校の給食費を無償とし、保護者負担軽減を図る。

○学校照明LED化事業

・学校施設の蛍光管及び電球をLED管へ年次的に取り換えを行う。

<p>3 コミュニティ・スクールの充実</p>	<p>○地域とともに歩む学校づくり推進事業（事務局、小・中学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民とめざす子ども像を共有した協働による活動を推進し、地域総ぐるみで子どもを育むしくみや環境を整える。 ・PTA組織の在り方について検討を行う。 <p>○高校等通学定期券助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校等への通学定期券及び回数券購入費の半額を助成することで、安心安全な通学を確保するとともに保護者の負担軽減を図る。 <p>☆学校主事雇用事業（小・中学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食関連業務や学校用務、環境整備等を円滑に実施し、教育環境を整える。
<p>4 部活動改革の推進</p>	<p>○地域クラブ支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動の地域展開等推進事業を活用し、部活動の地域展開を推進する。 ・指導者謝金、公用車運行、コーディネート業務等を委託し、地域クラブの練習が充実するよう支援する。 <p>○教育振興費（中学校）再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校の部活動（吹奏楽部）において中国大会以上、地域クラブにおいて中体連主催大会県大会以上に出場するのに必要な旅費、大会参加費、運搬経費などを補助する。
<p>5 GIGAスクール構想によるICT活用の支援</p>	<p>○ICT活用事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習用タブレット端末の更新を行い、ICT活用環境を整備する。 ・ICT支援員による学習用タブレット端末活用の推進及び授業への入り込み支援及び補助を行う。 ・大型モニターの効果的な活用により学習の質の向上を図る。

【人権・社会教育課】

重点施策	具体的な取組
<p>1 次代の町を担う人材の育成</p>	<p>○天萬庁舎子どもの居場所創出事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅以外で、子ども達が気軽に集うことができる場所を創出する。 ・天萬庁舎3階ロビーの改修を行う。 <p>○西伯カントリーパーク管理事業</p>

- ・町内外スポーツ団体・愛好者の交流、健康増進等につなげるため、安全な施設管理・維持に努める。
- ・住民の意向を施策の企画・立案に資するための学習課題の抽出や意見具申等を行う。

○社会教育総務事務

- ・社会教育体制充実のため、「社会教育主事養成事業」に職員を派遣する。
- ・社会教育委員を任命し、社会教育に関する諸計画を立案するとともに、青少年に関する事項のほか各種事業について審議する。
- ・社会教育関係者の資質・能力向上のため各種研修会への参加を促すとともに、社会教育関係団体の活動を支援するため補助金及び負担金を支出する。

○スポーツ・文化表彰

- ・学校、総合型地域スポーツクラブ、地域振興協議会等から推薦を受けた個人・団体に対し、成績に応じた各賞を授与することでスポーツ・文化活動の振興に寄与する。

○二十歳の集い開催事業

- ・町全体での祝意を伝える式典・記念植樹等により、参加対象者の郷土愛を醸成する。

○高校生サークル活動支援事業

- ・南部町に住む高校生で組織する「南部町高校生サークル With you 翼」が行う研修や交流活動を支援する。
- ・5月1日を体験的学習活動等休業日として、小・中学生の居場所作りを、中高校生が主体となって企画運営する。
- ・町外研修（沖縄）への参加を通して、戦争の歴史から平和の尊さを学び、地域の活動に還元する。

○青年団活性化事業

- ・新☆青年団「へん to つくり」への研修・交流機会の充実により、グローバル視点を有した人材育成に努める。
- ・県内外の青年団体等との交流を通して、町の魅力を高める取組につなげる。

○南部町公民館維持管理事業

- ・公民館の適切な維持管理及び運営を行い、生涯学習・社会教育の交流拠点としての役割を果たす。
 - ・公民館運営審議会を年5回開催し、各種事業における企画・立案・実施・検証等について、調査・審議を行うことで、公民館活動の充実を図る。

	<p>○公民館活動事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館学級、公民館まつり、生涯学習作品展のほか、全世代が参加できる生涯学習の機会を提供する。 ・生活課題の解決に向けた社会教育活動を実施する。 ・「提言書」に基づき、その課題や意見を反映し、よりよい公民館となるよう取り組む。 <p>○保健体育総務事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会体育関係団体や各種スポーツ大会を支援することによる生涯スポーツの普及促進を通して、住民の健康増進に資する。 ・スポーツ推進委員を任命し、学校、公民館の教育機関ほか、求めに応じてスポーツの実技指導を行うことで、生涯スポーツを普及・促進し、町民の健康・体力の増進に寄与する。 ・スポーツ推進審議会委員を任命し、町のスポーツ推進に関する重要事項の調査・審議を行い、生涯スポーツへの体制・環境整備の促進を図る。 ・スポーツ振興コーディネーターを配置し、町内小中学校生の体力向上及び障がいのある方や、支援が必要な人たちが参加しやすいようなスポーツ活動の機会を設ける。 <p>○総合型地域スポーツクラブ支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内生涯スポーツの拠点となる南部町総合型スポーツクラブ「スポ net なんぶ」の健全な事業運営を図る。 <p>○体育施設管理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内体育施設を住民相互の交流の場として位置づけるとともに、利用者の心身の健康増進につなげる。
<p>2 人権教育・人権啓発の推進</p>	<p>○人権の花運動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花を育てることを通じて、豊かで思いやりある心を育み、人権意識の向上に繋げる。 <p>○人権対策事務費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権課題をテーマに学習する「ミカエル・セミナー」、「振興区別人権問題交流懇談会」ほか、多様な学習機会により、町民の正しい知識と人権感覚を育む。 ・令和7年度に町民対象とした人権意識調査を実施したことから、5月の「ミカエル・ルセミナー」など、あらゆる機会を通じて報告する。 <p>○就職奨励金支給事業</p>

・身体・知的障がい、社会的事情等により就職にあたって困難と認められる方々への支援により、人権尊重社会の実現に寄与する。

○人権啓発地方受託事業

・幅広い世代の人権感覚を養うため、人権コンサートや講演（公演）会など多様な研修方法を検討・実施する。

○宮前隣保館運営事業

・多様な世代を対象とした各種学習会・研修会を継続実施するとともに、生活相談や訪問活動による地区内の実情を把握すること等を通して、人権意識の向上をめざす。

・隣保館運営審議会委員を任命し、両隣保館が町の人権施策の拠点としての役割を担っていくため、当該審議会を年間2回開催し、事業の評価や館の運営等について審議する。

☆生活相談員設置事業

・生活相談員が各家庭を訪問し、実態を把握することで課題の抽出を行うとともに、相談・支援の充実を図る。

☆館長報酬等（宮前隣保館）

・熱と光の解放文化祭の開催ほか人権啓発を積極的に発信するとともに、安心して暮らせる健康長寿の地域づくりの拠点となるため、館長を配置する。

☆指導員報酬等（宮前隣保館）

・地区内外の住民が、各種事業に気軽に参加できる環境を整えるとともに、地域の交流拠点となるよう指導員を配置する。

○西伯文化会館運営事業

・地区内の多様な世代を対象とした学習、研修を通して自尊感情を高め、自立を促す。

・町内外の方々への啓発・学習・広報を通じて、同和問題をはじめあらゆる差別問題の理解・解消をめざす。

☆館長報酬（西伯文化会館）

・同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向けた事業を行うほか地域住民の学びと交流の場を保障するなど、町民の人権意識向上を図るため、館長を配置する。

☆指導員報酬（西伯文化会館）

・年間事業計画の作成、啓発及び広報活動、解放まつりほか各種事業の実施等を通して、町民の人権意識向上を図るため、指導員を配置する。

○老人館運営事業

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内高齢者による様々な学習活動・交流活動・奉仕活動その他の体験活動を通して、生きがいある安心して暮らせる地域づくりをめざす。 <p>○進学奨励金支給事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和地区及び経済的理由で就学が困難な町内高校生・大学生を対象に奨学金を支給し、差別等に負けない力を育成するとともに、進学の手続きを保障する。 <p>☆人権教育啓発専門員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 振興区別交流懇談会を中心とした各種研修、講演、学習会の企画立案、事業実施などを通じて町民への啓発推進にあたる。町主催の人権学習の実施を支援する。
<p>3 家庭教育支援の推進</p>	<p>○アートスタート推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの潜在的な可能性を引き出し、豊かな感性と創造性を育むことを目的に、未就学児を対象とした人形劇などの公演鑑賞を提供する。 <p>○家庭教育推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アウトリーチ型の家庭教育支援体制を充実するとともに、切れ目のない学びの場、子育て不安の解消に向けた相談の場を提供するため、教育委員会全体で取り組む。
<p>4 文化財保護の啓発</p>	<p>○文化財保護事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財、特別天然記念物等の保護・管理を適正に行うとともに、有形・無形文化財を保存・管理・継承活動を行うための支援として補助金を交付する。 ・ 文化財保護審議会を年間2回開催し、町の文化財保護行政について審議し、適宜助言を受ける。 ・ 町内遺跡調査保存管理を行い、町内の埋蔵文化財包蔵地において、適切な時期に必要な試掘調査を実施する。 <p>○板祐生記念館活動事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コレクションを常設展示するとともに、他館等との連携により、特別展を開催し芸術性の高さを伝えるとともに、その文化の継承を行う。 ・ 「板祐生記念館あり方検討会」を立上げ、館の方針を定める。
<p>5 図書館利用の促進</p>	<p>○図書館施設管理等運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新鮮かつ質の高い様々な角度からの資料や情報を収集し、住民に提供する役割を担っている図書館の施設管理を適切に保つ。

	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館運営協議会を開催し、町民に親しまれ、暮らしに役立つ図書館となるよう図書館運営協議会を設置、委員を委嘱し、事業計画・諸行事利活用者の拡充等について協議する。 ○図書館資料整備事業 ・町民・利用者が、様々な課題解決に対し意欲的に取り組むことができるよう、蔵書の充実、資料の整備を行う。 ☆図書館司書等雇用事業 ・専門的知見を有する図書館司書を雇用し、利用者への資料や書籍貸出し、レファレンス対応ほか図書館施設を活用した読書活動の推進を図る。 ○図書館普及促進事業 ・保育園や学校を対象とした「おはなし会」や「ぬいぐるみのおとまり会」「図書館クイズ」「図書館まつり」など、年間を通じて幅広い年代を対象とした事業を実施することで、図書館機能の周知、利用の促進と拡大を図る。 ・「子どもの読書活動推進計画」を策定する。
--	--

その他の施策	具体的な取組
教育委員会組織の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会費 ・教育行政の運営、施策について協議し、南部町教育のより一層の充実を図る。 ○教育委員会事務局費 ・教育課題解決に向けた教育委員会事務局及び町立学校の円滑な運営を図る。 ・中学校等新入生入学祝い金を贈る。

※ 具体的な取組内の○印は事業名、☆印は人件費のみの事業。